

平成28年度第1回愛知県教科用図書選定審議会 会議録(概要)

平成28年4月20日(水)

午後2時開始～午後3時00分終了

愛知県三の丸庁舎 B104会議室

1 出席委員氏名

1号委員	大島 純子	稲生 修一	澤嵯美保子	花田善太郎	岩田 玲子
	伊藤みずき				
2号委員	廣中 達憲	藤田美知子	篠田 恵	片山 裕之	都築 孝明
3号委員	坂柳 恒夫	高瀬 正一	田尻 紀子	三浦 那智	草野由美子
	大野恵実子				

2 欠席委員職氏名

1号委員	川北 貴之
2号委員	小宮 克裕 三浦 友久

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会学習教育部長	荻原 哲哉
特別支援教育課長	吉田 伸一
義務教育課長	柵木 智幸
特別支援教育課主幹	北島 淳
義務教育課主幹	浅野 薫史
特別支援教育課課長補佐	伊藤 徹
義務教育課課長補佐	伊藤 克仁
特別支援教育課主査	神本 聰
義務教育課主査	村田 和典
義務教育課主査	田中 貞宣
特別支援教育課指導主事	榊原 正意
義務教育課主任指導主事	阿部 健一

4 欠席職員職氏名

なし

5 会議に付した事項

- (1) 愛知県平成29年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について
- (2) 平成28年度愛知県教科用図書選定審議会一般図書調査員(案)について

6 議事の経過

- (1) 愛知県平成29年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について

・義務教育課長より説明

<質疑>

(澤寄委員)

現在、教科用図書採択の問題は全国的に報道され、県民の方々の大きな関心事になっています。教科用図書採択について、今後、一層公正確保を徹底しなければならないと考えますが、今回の採択基準(案)に、その点を反映させたところがあるのでしょうか。

(坂柳会長)

関連してございますか。

(稲生委員)

教科書採択の関係ですが、残念ながら本県で起こってしまった問題が再発しないようにするため、県としてどう取り組んでいくのか、具体的な方法等を教えてください。

(坂柳会長)

では、事務局お願いします。

(義務教育課主査)

教科用図書の採択に当たっては、これまで以上に採択手続の適正化に努めるとともに、外部からの働きかけに左右されない静ひつな採択環境の確保について配慮が必要であると考えております。

とりわけ、今回の教科書発行者の問題を受けまして、採択地区協議会委員や教科書調査員等の選出においては、教科書発行者と利害関係のない者を選任することを徹底するため、採択基準(案)の基本的な方針の2のところ、「選定委員・調査員の人選等において」という具体的な記述を加え、教科書発行者と利害関係のない者を選任することを明記することにより、採択の公正確保を徹底してまいりたいと考えております。

再発防止についてですが、県としては、先月開催しました県内の市町村教育委員会が出席する学校教育担当指導主事会において、文部科学省から発出された平成28年3月31日付け「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知文の内容を基に、留意事項について具体的に取り上げながら伝えるとともに、各市町村教育委員会において、学校に対して通知内容の周知徹底を図るように依頼しました。

また、平成28年度教科用図書担当者会において、採択地区協議会事務局担当者に対し、同様の内容について説明し、公正確保の徹底について指導したところです。

その他、都市教育長協議会、町村教育長協議会、県小中学校長会等の会議におきましても、同様に、文部科学省からの通知文の内容について周知を図るとともに、今後、教科用図書の採択に係るガイドラインを作成して、再発防止に努めていくことを考えております。

(坂柳会長)

あとは、よろしかったでしょうか。

それでは、教科用図書採択基準（案）について、ただ今の案のとおり答申してよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようでございますので、原案のとおり可決しました。

(2) 平成28年度愛知県教科用図書選定審議会一般図書調査員（案）について

・特別支援教育課長より説明

<質疑>

(岩田委員)

一般図書の調査員について提案があったのですが、一般図書とはいうのはどのようなものかということと、教科書があるのに、一般図書を採択することについて、もう少し詳しく説明してください。

(特別支援教育課長)

まず、障害のある児童生徒が使う教科書は、大きく分けて三種類あります。小中学校と同じ検定教科書、文部科学省の著作教科書、これは、視覚障害、聴覚障害、知的障害の三種類、三つ目が一般図書であります。

一般図書は、小中学校の検定教科書や文部科学省の著作本の内容が難しかったり、使うのが困難な子供たちが使うもので、具体的には市販の絵本等です。市販の絵本等の中から、子供たちの障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものを選んで、教科書として使うものです。

(坂柳会長)

関連してございますか。

(伊藤委員)

一般図書の調査員の数についてですが、特別支援学校の一般図書調査員は33名となっています。その人数は教科ごとに違っていきまして、教科によっては1教科で4名のところもあれば、3教科で4名というふうになっているところもあります。その違いについて教えていただければと思います。それから、選定資料作成に向け、どのようなことに取り組んでいるのか、また、どれくらいの数の中から、どの程度の資料を選ぶのか教えてください。

(特別支援教育課長)

各教科の調査員につきましては、各教科3名から4名となっておりますが、例えば、算数と数学や理科と生活ですが、小学部、中学部、高等部で関連している教科については同一のグループとして設定しています。また、音楽と保健体育は対象の図書が少ないため一つのグループとしております。

調査研究会については、国語、社会といった教科別のグループに分かれまして、文部科学省から出されている「一般図書一覧」に挙げられている全ての本の内容を調査員で確認し、それぞれの教科の内容に合っているか、教育的効果が上がることが期待されるかなどについて協議を行い、最終的には全ての調査員が集まりまして、全体での協議を行った上で選定し、県が作成する「一般図書選定一覧」を作り上げます。

昨年度は、文部科学省からきた「一般図書一覧」には325点ありまして、全ての一般図書について調査し、その中から86点を選定しました。今年度も325点ですが、中には新たな本もありますので、今年も325冊全部についてしっかりと調査します。

(坂柳会長)

他は、よろしかったでしょうか。

(都築委員)

先ほどの質問にもありましたが、調査員の公正確保の徹底が大変強く求められておりますが、一般図書で使用される本を調査する33名の調査員の選出について、どのように進めていかれるのか教えてください。

(特別支援教育課長)

調査員は、県内の特別支援学校の校長から推薦された、指導的な立場で専門性の高い教務主任の先生方や、部主事という管理職で、教科書採択について利害関係のない者に委嘱をしております。また、総合教育センターの相談部長から推薦された特別支援教育相談室に所属する研究指導主事を2名、名古屋市教育委員会から推薦された指導主事1名にも委嘱をします。また、本課からは、特別支援教育課指導主事が2名参加しています。

調査員からは、利害関係がないことの申告書を頂きまして、そこには、本人の署名押印、所属長の証明を得るようしております。

(坂柳会長)

他は、よろしかったでしょうか。

それでは、愛知県教科用図書選定審議会一般図書調査員(案)について、事務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

「異議なし」

御異議ないようですので、提案のとおり可決しました。

(3) 報告

- ア 平成28年度教科用図書採択関係日程について
- イ 教科書センターの開設について
 - ・義務教育課担当より説明

<質疑>

(花田委員)

先ほどの日程説明と関連すると思いますが、平成30年度から小学校において、特別な教科として位置付けられた道徳が実施され、29年度に教科用図書の採択が行われると聞いております。私たち教員も、道徳の教科用図書採択について関心が高いのですが、県として道徳の教科用図書採択に関して、どのように進めていかれるか教えてください。

(義務教育課主査)

県としましても、初めて道徳の教科用図書採択への対応をすることになります。先ほど説明させていただきましたが、採択までの手順については他の教科と同様であると考えております。県が作成する選定資料の観点をどのようにしていけばよいか、調査員の規模をどの程度にしていけばよいかなどについて、文部科学省からの情報や、全国の動向なども踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。

県内の採択地区協議会における道徳の教科用図書の採択が滞りなく進めていただけますよう、県としても準備を進め、市町村教育委員会に情報提供をさせていただく予定であります。

(坂柳会長)

関連してございますか。

(片山委員)

今、花田委員さんの質問の中で、平成29年度が道徳教科書採択の年という質問があったわけですが、資料2の小・中学校の教科書の検定・採択替えの周期には記されていないのはなぜでしょうか。

(義務教育課主幹)

今日お示しした資料に掲げてある資料は、平成27年度に文部科学省から送付された「教科書制度の概要」という冊子からの資料でございます。前年度の資料ですので、道徳の採択については、昨年度の冊子の中には含まれておりません。28年度用の冊子については、5月頃送付される予定ですので、その中には、道徳の教科書の採択も含めた新しい4年間の流れが提示されるのではないかと思います。現在、道徳の教科書が検定期間中でござい

ますので、検定が進んでいるということは、必ず検定の翌年が採択の年になるとなっております。新しい資料が届きましたら、改めて提示させていただきます。

(坂柳会長)

あとは、よろしかったでしょうか。

(都築委員)

よりよい教科書づくりを進めることは大切なことだと考えます。教員が教科書づくりについての意見を伝えることは必要だと思いますが、今回の教科書発行者の問題によって、使用する教科書について意見や感想を述べることを遠慮し、消極的になる教員が増え、よりよい教科書づくりが後退してしまうことが懸念されます。この問題について県としてどのように考えているのか教えていただきたい。

(義務教育課主査)

文部科学省から出された「教科書採択における公正確保の徹底等について」の通知の中でも、「質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を反映することは必要不可欠であり、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものである」と述べられており、教員が使用している教科書について、意見や感想を伝えることは、必要なことだと認識しております。

今後、教科書の執筆等に関わる場合には、必ず所属長に申し出て判断を仰いだり、兼業等必要な手続を徹底したり、所属長は市町村教育委員会に情報提供し、教科書発行者と関係を有する教員が採択に関わることをないようにするなど、教員が教科書発行者と関わる際のルールを定めて対応していくことが必要と考えております。

(坂柳会長)

他は、よろしかったでしょうか。

それでは、本日の議事は以上で終了いたします。